

## 自治基本条例と推進委員会



自治基本条例とは、市民が自治の主体となって、常に安心していつまでも住み続けることができる個性豊かな持続性のある地域社会をつくっていくための基本的な決まりごとを定めたもので、岸和田のまちづくりのためのルールです。

そして、そのルールの中で、目まぐるしく変化するこの世の中に適したものになっているのかを定期的にチェックするという決まりを設けています。

このため、平成17年に自治基本条例が施行されてから、これまで5年を超えない期間ごとに、学識経験者、公共的団体の代表者や公募の市民委員で構成される「自治基本条例推進委員会」という審議会を立ち上げ、自治基本条例及び同条例に基づく制度等の検証及び見直しについて調査・審議を行ってきました。

今回は、第5期目であり、令和5年の8月から、自治基本条例推進委員会を開催し、この度、1年にわたる調査・審議を終え、令和6年7月29日に、委員会から市長に、調査・審議結果をとりまとめた建議書が提出されました。

【写真：江藤委員長（左）から永野市長（右）へ建議書を提出している様子】

## 市長へ建議書の提出

市長に建議書を提出しました。その際、江藤委員長から建議概要を市長へ伝えました。

建議書が完成するまでの1年間、さまざまな議論が行われてきました。ぜひ、会議録や建議書をチェックしてみてください。（次ページのQRコードからホームページにアクセスできます。）



## 主な建議（※1）内容について

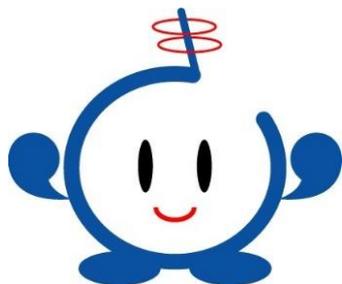
今回の建議では、自治基本条例の各条項は、本市にふさわしく社会情勢に適合しており、現時点で条項の追加規定する必要はないとされましたが、自治基本条例の各条項に基づく施策や制度等について、多種多様な分野に関して建議されましたので、一部をご紹介します。

### 自治基本条例の推進の方策

- 岸和田市が自分の住むまちであるという認識の向上をはかることにより、市に対する関心、まちづくりの理念を定める本条例の認知度の向上という連鎖が導かれ、あらゆる場面において、すべての人が本条例の趣旨を踏まえて、まちづくりを自分事として活動できるよう、普及・啓発に係る取組を検討されたい。
- 最終的に、市全体に効果を波及させるためにも、まずは、子ども、家庭・地域にターゲットを絞って実施することが大事である。できるだけ目に触れる頻度を上げることを意識されたい。

具体的に

- 周年や動画更新を契機とした条例の普及・啓発活動
- 市に関心をもつきっかけづくりとなりえる、市役所や議会の見学実施
- 年齢層が高い人たちへは、広報きしわだ、地域の掲示板、そして従来のメディア（テレビ岸和田やラヂオきしわだ等）の活用による普及・啓発活動  
など



きっしー  
協働のイメージキャラクター

建議書本体や  
会議録も  
チェックしてね！



建議書等のダウンロードはこちらから

※1…「建議」とは機関等に対して意見を申し述べることをいいます。

## 岸和田市自治基本条例の推進の方策について

- ☞ デジタル教材については、ジェンダー等の表現が古くなっているため、更新を検討すべきこと、また、最終的に市全体に効果を波及させるためにも、まずは、子ども、家庭・地域にターゲットを絞って実施を検討されたい。

### 「コミュニティ活動（条例第14条）」「地区市民協議会（第15条）」「協働（第16条）」

- ☞ 施策を講じるための前提となる町会・自治会の加入状況など、コミュニティ活動の状況把握に必要な情報を収集するための方策について検討されたい。また、市民活動のニーズを把握し、市民活動の活性化の方策を引き続き検討されたい。

効果のある情報共有を！

### 「情報の共有（条例第21条）」

- ☞ 市が実施しているサービス・イベント等について、市民が十分に知る機会を確保するため、市政に関する情報をより効果的に市民と共有できる発信手段や仕組みづくりについて検討されたい

### 「総合計画（第24条）」

- ☞ 今後、本市においても厳しい人口減少が懸念されている。将来にわたってまちの活力や生活利便性を維持・確保するためにも、施策の立案、実施及び評価など、引き続き、適切な進行管理を実施されたい。また、社会の変化に応じて、適切な見直しを図られたい。

### 「職員の責務（条例第13条）」

- ☞ 職員の公務労働の質の充実・向上や業務の積み上げも大切な視点であるため、引き続き、適切な取組を推進されたい。

市民説明会に関心を持ってもらえるような工夫を！

### 「説明責任（条例第23条）」

- ☞ 市民にわかりやすく説明する責任を果たすべく、市民説明会等の周知において伝わりやすいサブタイトルをつける、又は、岸和田弁で呼びかけるようなインパクトのあるお知らせ方法を取り入れるなど、より多くの市民の関心を得られるような方策について検討されたい。

## 改正の必要性等についての検討

☞ 第33条に基づき条例の見直しの機会がある際には、合わせて、用語の整理について検討したい。

### 第2条 「市民」の定義についての議論の内容

▶ 「市内事業者」に焦点を当てると「市民」「事業者」に重複して規定されている部分があるが、ただちに改正が必要というものではないため、現時点においては、改正の必要はない。

### 第30条 「努める」の表現の改正の議論内容

▶ 国と府と、市の関係においては、立場が対等であることが明確な表現になることが望ましいことから、文末の表現を「努める」から「努めなければならない」という議論であったが、ただちに改正が必要というものではないため、現時点においては、改正の必要はない。

▶ なお、国及び大阪府との関係を考えれば、市職員においては、自立した地方自治を確立するよう「努めなければならない」という心持ちで職務を遂行されたい。

## 今回、建議書に「おわりに」をつけました

### おわりに

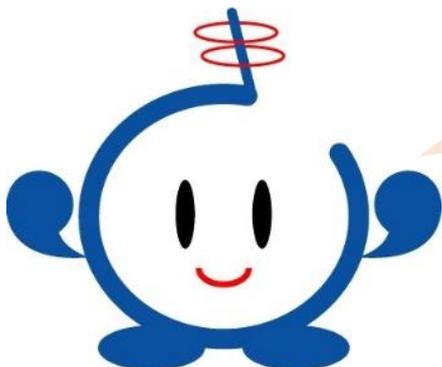
条例の有効性を高めていきたい！

第5期自治基本条例推進委員会の建議は以上のとおりである。

なお、この条例が目指しているのは、前文および第1条に宣言されているように、岸和田市がこれからも常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」を実現し、市民福祉を向上させることである。

その目標実現のために、この建議を単なる形式的なものとして扱うのではなく、市を挙げて、建議内容を実現し、条例の実効性を高める仕組みづくりの取組を実行することを望む。

## これからの活動...



- 今回建議された内容を、市の組織全体で共有し、各課において建議内容に関するさまざまな検討、取組を進めていきます。
- また、それぞれの取組の継続的な進行管理を行っていきます。

## 建議後、市長公室にて



上段左から 福村委員 野路委員 善野委員 福本委員 藪委員 川口委員

下段左から 池田委員 岸田委員 江藤委員長 永野市長 藤田副委員長 小関委員 井上委員

**岸和田市総合政策部企画課**

**住所 岸和田市岸城町7-1**

**TEL 072-423-9493**

**FAX 072-423-6749**

**E-mail [kikaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:kikaku@city.kishiwada.osaka.jp)**